

尾道市建設工事請負契約約款（業務委託契約約款）の改正について

R02/09/16 建設部契約課

建設業法施行令の一部改正（令和2年10月1日施行）に伴い、工事請負契約約款（業務委託契約約款）の改正を行います。主な改正内容については、次のとおりです。

- ①元請の監理技術者に関し、これを補佐する者を置く場合は元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認することとします。なお、監理技術者補佐を配置する場合は、工事着手届に名前を記載してください。

（建設業法施行令第28条、29条関係）

⇒監理技術者を補佐する者の要件は、主任技術者要件を満たす者のうち、監理技術者の職務に係る基礎的な知識及び能力を有する者であること等とされています。

⇒この場合の監理技術者が兼務できる工事現場の数は、2とします。

- ②著しく短い工期の禁止（建設業法施行令第5条の8関係）

※著しく短い工期による請負契約を締結したと判断された場合には、許可行政庁は、建設業法第19条の6に基づき発注者に対する勧告を行うことができるほか、勧告を受けた発注者が従わないときは、その旨を公表されることになりました。

⇒勧告等の対象となる建設工事の請負代金の額の下限については、500万円（建築一式工事にあつては1,500万円）とされています。